

## 【契約者情報の確認について】

長期にわたり分収造林契約をご継続いただきまして誠にありがとうございます。

本通知は市町村の林地台帳や登記情報を基に分収造林契約対象森林の土地所有者あてに送付させていただきます。

近年、相続等で森林の土地所有者が分からない「所有者不明森林」が全国で増加し、社会問題となっております。

弊社につきましても、森林作業道の新設、万一災害等が発生した場合の復旧方法、契約期間満了に伴う御相談等、今後の分収造林事業を円滑に実施していくために、契約者（土地所有者）の情報を正確に把握しておく必要があります。

そこで、下記の契約者情報を御確認いただきますようお願い申し上げます。必要に応じて添付のはがきにて御連絡いただくか、直接弊社担当まで御連絡下さいますようお願い申し上げます。

なお、今後は3年に1回程度、契約者情報の確認通知をさせていただく予定にしておりますこと申し添えます。

下記の①分収造林契約の内容と②契約者情報について御確認ください。

### ① 分収造林契約の内容

管理番号	分収造林契約箇所	面積(ha)	当初契約日	契約期限

### ② 契約者情報


相続や売買等で土地所有者が変更になっている場合は変更手続きが必要となりますので、同封のはがきに必要事項をご記入の上、ご返送下さい。追って、弊社より、変更手続きについてご案内させていただきますので、よろしく願い申し上げます。（契約書第22・23条）

（裏面へ続く）

## 分収造林契約書（抜粋）

### （共有持分の処置）

第22条 甲または乙は、当事者間の同意を得て、造林木の持分および造林地の全部を第3者に譲渡することができるものとする。この場合においては、この契約上の権利義務のすべてを当該譲受人に承諾させるものとする。

2 甲または乙は、第21条および前項のほか、造林木の持分もしくは造林地を処分し、または、これを担保に供しないものとする。

### （相続があった場合の処置）

第23条 この契約に基づく甲の権利義務は相続により承継するものとする。

2 相続人は、相続開始後すみやかに、これを証する書面を添えてその旨を乙に通知するものとする。

（問合せ先）一般社団法人 わかやま森林と緑の公社

〒640-0413 紀の川市貴志川町神戸 327 番地 1（紀の川市立河南図書館 3F）

電話：0736-67-6139 FAX：0736-67-6131 担当：糸川・仲

E メールアドレス：kousha6@midorikousha.jp

弊社ホームページ：http://www.midorikousha.jp

